

霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者募集要項

1 目的

霧島市では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「支援事業」という。）を実施します。ついては、霧島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、受託事業者の募集を行います。

2 業務の内容等

(1) 業務の名称

霧島市子育て世帯訪問支援事業業務

(2) 業務の概要

霧島市は、上記業務を霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者に委託して実施するものとする。

(3) 業務の仕様

別紙「霧島市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 事業実施期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 応募要件

支援事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 霧島市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと。
- (3) 霧島市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のア～ウのいずれかに該当する事業者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第114条の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている者、又は同等の援助が提供できる者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の7の規定に基づき居宅

介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者、又は同等の援助が提供できる者

- (5) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

4 応募について

(1) 募集スケジュール

ア ホームページでの公募開始	令和 6年 6月26日
イ 応募書類提出受付期間	令和 6年 6月26日～ 7月12日
ウ 審査結果通知予定	令和 6年 7月16日から随時
エ 委託契約予定日	令和 6年 7月下旬から随時

※上記期間後は、随時受け付けを行い、翌月以降の委託となります。

(2) 提出方法

提出書類をこども・くらし相談センターまで持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出書類

- ア 霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請書（第1号様式）
- イ 霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請にかかる誓約書兼同意書（第2号様式）
- ウ 事業者の概要（第3号様式）
- エ 指定書の写し（指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合）
- オ 定款又は登記事項証明書
- カ 法人の概要等、上記事業者と同等の事業内容がわかる書類（上記事業者と同等の援助が提供できる者の場合）

※その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。

5 審査等

書類審査の上、結果を通知する。

支援事業の実施事業者として、霧島市が適当であると判断した場合、受託事業者として登録し、業務委託契約を締結する。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 3の応募要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出種類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

7 質問票の提出及び回答

支援事業について質問等がある場合は、質問票による確認ができます。

(1) 提出方法

所管課までメール又はFAXで提出してください。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、応募に際して必要な項目のみ回答します。

8 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出期限後の書類の追加・修正・差替はできない。
- (3) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、当該審査以外の目的で応募事業者に無断で使用しない。

9 連絡先及び応募書類提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市保健福祉部こども・暮らし相談センター（国分庁舎別館 1 階）

電話：0995-64-0881

FAX：0995-64-0946

E-mail：kodomokurashi@city-kirishima.jp

第1号様式

年 月 日

霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請書

霧島市長 宛て

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の職・氏名

㊞

電話番号

FAX 番号

E-mail

(担当者氏名)

霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者として登録したいので、次のとおり必要書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

提出書類

- (1) 霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請にかかる誓約書兼同意書（第2号様式）
- (3) 事業者の概要（第3号様式）
- (4) 指定書の写し（指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合）
- (5) 定款又は登記事項証明書
- (6) 法人の概要等、上記事業者と同等の事業内容がわかる書類（上記事業者と同等の援助が提供できる者の場合）

※その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。

第2号様式

年 月 日

霧島市長 宛て

霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者登録申請にかかる誓約書兼同意書

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の職・氏名

㊞

霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者への応募にあたり、霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者募集要項に定める応募要件をすべて満たしており、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約し、次の事項について同意します。

なお、上記について事実と反していること等が判明した場合、霧島市子育て世帯訪問支援事業受託事業者への応募を取り消されても異議はありません。

1 以下の事項に同意します。

(1) 霧島市の納入状況照会に関すること。

(2) 暴力団等及び暴力団関係者に関する警察への照会に関すること。

第3号様式

事業者の概要

法人の名称			
法人の所在地	(〒)		
代表者の職・氏名		事業開始年月	年 月 日
事業所の名称		従業員数	名
事業所の所在地	(〒)		
連絡先	電話番号		FAX 番号
メールアドレス			
事業者区分 (いずれかに○をつけてください。)		介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者 ※指定書の(写し)を提出してください。	
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者 ※指定書の(写し)を提出してください。	
		上記事業者と同等の援助が提供できる者 ※法人の概要等、上記事業者と同等の事業内容がわかる書類を提出してください。 その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。	
提供できる支援 (○をつけてください。)		家事支援	ア 食事の準備及び後片づけ イ 洗濯 ウ 掃除 エ 生活必需品の買い物の代行及びサポート オ その他必要な家事支援
		育児・養育支援	ア 育児のサポート イ 保育所等への送迎 ウ 宿題の見守り エ 外出時の補助等 オ その他必要な育児・養育支援
派遣可能地域 (該当するものに☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> () 地域は不可 <input type="checkbox"/> その他 ()		
派遣可能時間 (可能な時間を記入してください。)	(:) ~ (:)		

【送信表不要】 F A X 0 9 9 5 - 6 4 - 0 9 4 6

霧島市保健福祉部こども・暮らし相談センター 行

年 月 日

霧島市子育て世帯訪問支援事業 質問票

霧島市長

【事業名】

【事務担当者】

【所属部署】

【担当者名】

【電話番号】

【F A X 番号】

【E - M a i l】

質問内容

※質問は、簡潔にまとめてください。